

平成 2 8 年 7 月 1 日

産 業 厚 生 委 員 会

阿久根市議会

1. 日 時 平成28年7月1日(金) 10時01分開会
12時26分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、野畑直委員、
中面幸人委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
山田勝委員、岩崎健二委員

4. 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係主査 大漣 昭裕

5. 会議に付した事件

- ・陳情第9号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情

- ・現地調査 脇本海岸

※現地調査には、陳情者である大川内良一氏、跡上夫妻が立ち会い

6. 議事の経過概要

別紙のとおり

議事の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。本日は、陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について審査を行いたいと思います。

まず初めに、所管課である商工観光課に出席を求め、説明を受けたあと脇本海岸に移動しまして、11時から現地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。なお、現地調査では本陳情の陳情者であります大川内良一氏と跡上岩市氏に立ち会いをいただきますのでよろしくお願いします。それでは商工観光課の入室をお願いします。

（商工観光課 入室）

仮屋園一徳委員長

商工観光課に出席いただきました。本日は、陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について審査を行うものです。それでは、商工観光課長より説明をお願いします。

堂之下商工観光課長

おはようございます。今回提出された陳情の内容は、まず、海の家夜の営業について、2番目にマリンスポーツの営業について、3番目に海の家建物の建物についてであります。

まず、海の家について御説明申し上げます。脇本海水浴場は県立自然公園に指定されていますが、一般海岸として区分されており、海の家を建設する場合は、海岸法に基づき、占用許可を受ける必要があります。海岸占用許可については県の許可であり、使用申請があった場合は市の意見書が求められるものでございます。先日の委員会で御説明しましたとおり、現在3件の海の家が設置されております。まず、北側の1件については「あすなろ」という海の家ですが、前の所有者から引き継いで、平成19年から営業をされております。南側の2件であります。古くから園田売店という店が営業しておりましたが、平成20年に「ひとやすみ」が新たに許可を受けて、平成21年から営業を開始しております。また、園田売店を引き継ぐ形で、平成25年に「サンフラワー」が建設されました。占用許可申請にあたり、市の意見書をつけるわけですが、平成20年、ひとやすみが参入する際には、市としては近くで営業している海の家が2件あることから、住民及び関係事業所とトラブルがないよう十分注意すること、管理運営については市と十分協議することという文書を許可条件として付記し、県からの許可証にも明記をいただいております。

平成25年6月に、サンフラワーの建築が始まった際、地元住民への説明がなされていないということで、6月27日に商工観光課も同席して、地域の方々への説明会が開催されております。その際、業者のほうから配布された趣意書には、来客者による環境破壊、治安悪化のないよう海の家に従事者でしっかりと管理していきます。ウミガメ保護活動にも積極的に取り組み、知識向上にも努め、保護支援者の方々と連携を取りなが

らウミガメ保護に努めていきます。そして、最後のほうに、規則、規律をしっかり守り、地域にも喜んでいただける施設づくりに努めていく所存ですと記載されております。ただ、ひとやすみやサンフラワーに隣接する保安林約8,100㎡の土地については、平成24年に、NPO法人鹿児島渚を愛する会に譲渡され、平成25年5月に我は海の子の記念碑の除幕式が行われております。しかし、渚を愛する会の記念碑は、海の見える場所に建設したが、シーズン後、店舗に壁ができ海が見えなくなった。記念碑付近に店ののぼりが立てられている。駐車場入り口に派手な看板やのぼりが立ててあることから、必要最低限、良識の範囲内にし、許可を得て利用して欲しいという地権者の御意見。グループホームからは、深夜の花火等により入所者の皆さんが興奮して眠れない等、種々の問題が発生していることから海の家営業に関してのルールを作成し、周知してほしい旨の要望書が、下村集落、渚を愛する会、グループホームはまゆうの連名で、平成26年6月26日付けで商工観光課長宛てに提出されました。それを受けて、商工観光課では、関係者に聞き取りを行い、駐車場入り口の看板撤去、駐車場の整備を行うとともに、海の家及び地元サーファーの代表者に対して、是正の申し入れを行っております。その後、一部改善はされたものの、海を家の夜間営業に対する住民の不安、不満の声は収まらず、地権者からも管理の徹底を要請されたことから、平成27年度は、駐車場の利用時間を午前8時から午後8時、海開き期間は午前6時から午後8時までとすることで、設置基準をつくったところでございます。よって市では、この設置基準に基づきまして、南側駐車場にチェーン及び看板を設置、下村区海岸管理組合に対して、委託をして、駐車場入り口の朝晩の施錠・開錠をしていただくことといたしたところでございます。その後、下村区長からは、ひとやすみ側の防波堤が物置状態で通行できない、駐車場からの海の家へ続く道路が拡張されていること、駐車場内への不法投棄、入口のチェーンのポールが抜かれた等、随時報告を受けております。さらには、昨年8月末の台風15号により、ひとやすみの屋根がグループホームの近く及び県道を越える畑に飛散しましたが、なかなか片付けないという報告を受け、口頭で注意を行いました。12月になってようやく飛散した屋根を駐車場内に移動させたという状況であります。今年3月末でサンフラワーの占用期間が満了を迎えるに当たり、更新申請に対する意見書をまとめるため、3月4日に下村区役員、渚を愛する会、はまゆう、サーファー代表、阿久根警察署、北薩地域振興局、まちづくり公社、市関係各課が集まって意見交換会を開催いたしました。その中で、地域住民やグループホームから多くの要望や苦情が出され、それぞれの意見を文書にして、都市建設課が取りまとめることといたしました。3月24日に再度意見交換会を開催し、県への意見書の内容について、確認を行い、3月30日、都市建設課から県へ意見書を提出いたしております。商工観光課としては、今年度の駐車場の賃貸借契約に向けて話し合いを行い、駐車場内に放置してある物品等の撤去がなされなければ、契約の話ができないということで、3月30日付けで、ひとやすみの代表者宛てに文書にて撤去の通知を出しております。4月21日、下村区長からの要請があり、市の関係各課とまちづくり公社が同席し、南側駐車場の管理について協議を行いました。その中で、都市建設課からは、サンフラワーの占用許可については1年間の期限で出されるという報告を受けております。下村区長から報告があり、地権者から駐車場の管理について、下村海岸管理組合に一任したいという話があった。ただし地権者の意向として、昨年度いろいろな条件をつけて貸したが守られていない。駐車場に隣接する墓参りにいくたびに自分の土地が荒らされていると感じておられる。市や県に対する憤り、善意を踏みにじられたという思いを持っておられることを話されたとのこと

で、区長から地権者に対し、閉鎖ということも提案したとのことでありました。協議を行った結果、海水浴場としては午後5時までであるので、6時に閉鎖ということで話を進めてはどうかということになったものであります。ただし、駐車場内に放置したままの物品が片づかないと、契約の俎上にものれないということで、商工観光課から、再度、ひとやすみに対して、是正勧告の文書を出したところであります。

次にマリンスポーツの営業についてであります。水上バイクについては、毎年、海開き前の関係者打ち合わせの中で、海水浴を楽しんでおられる方々の安全のため、遊泳区域外での利用を指導しているところであります。ウミガメ保護との関連については、市民環境課のほうで調査をいたしております。海の家建設に関しましては、初めに申し上げましたとおり、一般海岸であり、海岸法に基づく専用許可があれば建設できるものであります。県としても通常3年という許可をしており、夏場だけということにはなっておりません。農林水産省や国土交通省それぞれの所管で、海岸保全区域として定められている場所については規制がなされるものと理解をしております。ただ、むやみに建設されても困りますので、市の意見書を求められるわけでありますから、市としては周辺住民や関係者の意見をお聞きして、意見書を出していくということになっております。そういう意味で、ことしのサンフラワーについては許可が1年ということになったわけで、来年更新時期を迎えるサンフラワー及びひとやすみについては現在のままでは厳しいものになると予想をしております。観光行政を推進する立場として、脇本海岸は3キロにおよぶ砂浜、東シナ海に沈む夕日、そしてウミガメも上陸する美しい自然が残されているということで、素晴らしい観光資源であります。美しい自然が保たれた上で成り立つものでありますので、自然保護と観光は切っても切れないものと考えております。また、行政といたしましては、そこに生活しておられる住民の安心を守ることがまず優先されるべきであると考えておりますので、陳情の内容を真摯に受け止めて対応していかなければならないと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。委員から何か質疑ありませんか。

中面幸人委員

今の課長の説明を受けてですね、大体この陳情が出てきた経緯についてはわかりました。ここですね、例えばその海の家経営者ですね、やっぱり守らない、いろんな約束事を守らない、全てがそこなのか、例えばもう全然海の家と関係なしに来る人もいますよね、一般のお客さんたちが。そういう人たちが、いろんなマナーを守らないのか、そういうのを区分けちゃうのはわかるんですか。

堂之下商工観光課長

来客者についてなかなかその区分けというのはできないと思っております。やはりこの海を家の関係者だけでなく、やはり一般の方が来て、大騒ぎをするということもあると思いますので、その辺についてはわかりませんが、ただ、ここに海の家があるということでの、その利用者がいらっしゃるわけですので、そこについてはしっかりと管理をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

中面幸人委員

今、課長から先ほど説明を受けた中でですよ、ある海を家の管理者が、例えば台風で飛んだ屋根なんかを片付けなかったとか、それは全く、本当、せないかんこつですよ、そういうのは。そういうのを本当守らないとやっぱりそういう形になってくると思うん

ですよ。だから、その辺あたりがやっぱり、課長の説明では、大分、海の家側のほうのですね、過失というか、そういうのが多いような気がしますよね、今の段階では。だからその辺あたりがしっかりとやっぱり、守られないとやっぱり、自分たちはこんなやっぱり、海を利用したですね、観光というのも阿久根で一番大事な季節的なものもあるかもしれないけど、大事ですので、そこら辺あたりをやっぱりしっかりと守らないと、議会としてもですね、やっぱりもう大変かなと、本当、きょう前回の課長の説明とすれば、踏み込んだ説明がきょうあったので、その辺、本当、十分こう自分たちも感じを捉えましたが、それでもですね、その辺あたりからしっかりとやっぱり、話し合いをしなければ、簡単にはいかないかなという気がします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

岩崎健二委員

ここに花火の件も出ておるんですが、以前、阿久根市花火条例というのが制定されていると思いますので、その条例の中身をまた確認するためにも、条例文を配布をお願いしたいんですが、いかがですか。

仮屋園一徳委員長

では、今から配布いたします。
(書記、阿久根市花火規制条例文配布)

岩崎健二委員

この花火条例に関しては、以前専決処分で制定されたものと理解しておりまして、議会で議論したことはなかったと思います。この中で、今この条例、生きているわけですから、そうすると、脇本浜海岸では、花火は全くできないと理解していいんですか。

堂之下商工観光課長

はい、そのとおりです。花火は禁止されていますという看板もこちらのほうで設置しております。

[岩崎健二委員「看板かけてあるの」と発言]

はい。

白石純一委員

その禁止されていること、なかなか市の職員がそれを夜に渡って、夕方から夜にわたって、監視するというのは難しいと思いますので、その海の家の方々から海岸で花火をしている人たちに対して、注意をしていただく、あるいはしているというようなことはあるんでしょうか。

堂之下商工観光課長

はい、海の家が開いている時間については、海の家の方々が注意をしてくださっているというふうに聞いております。

仮屋園一徳委員長

いいでしょうか。ほかの委員。

山田勝委員

花火をされたという話は全然聞かないんだけど、一つ自分がこう気になっているのが、例えば、キャンプファイヤーはできるのできないの。

堂之下商工観光課長

キャンプファイヤーについては、ちょっと把握してませんが、多分できないという

ふうと考えております。そのウミガメの保護の問題で、その光があるとウミガメが上がってこないというふうに聞いておりますので、そういう意味で、その光の規制というのはしていると思っております。

山田勝委員

いや自分はね、その40年前の話だけど、40年前は、下村海岸でキャンプファイヤーをし、もちろん花火はあんまりなかったけど、キャンプファイヤーをしたり、いろんなことをやって夏は楽しんだんだけど、やはりキャンプファイヤーができないというのは寂しいのよね、その何かイベントをする側としたら特に青少年、子供達もね、それで何かやるという時に。だから、この自然を保護するというのも大事だけれど、自然保護、自然保護ということですね、人間が生活するのにも不自由するようなことに、どうも近頃憤りを感じるんだけど、この花火、キャンプファイヤー規制については、商工観光課の所管ではないんですか。キャンプファイヤーをするか、しないか。

堂之下商工観光課長

すいません、私、認識が足りなくて申しわけありません。私達としては、海水浴の部分だけしか考えていなかったの、ちょっとキャンプファイヤーについては今までそういう問い合わせもなく、考えたことがございませんでした。

山田勝委員

もちろん、海水浴もする、でも夜から、夕方からキャンプをして、子供達も一緒にして、例えば焼肉をすとか、バーベキューをすとかちゅうのは、もう夏の観光にしたら常識的な範囲だと、こう思っているもんですからね、自分達はですよ。だからどういう法律で、どういうことであるのかというので、どうもこの陳情を見とってね、半分以上憤りを感じる面もあるんですよ。だから、どういうもので、どうやっているのかなとこう思って聞いたところです。

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 10:21～10:27)

仮屋園一徳委員長

では、休憩前に引き続き会を開きます。

中面幸人委員

先ほど課長が言われた、例えばそういう業者が守らなければならないことについてはですよ、それはもう守れ、もう守れなかったらもうできないわけであって、それはそれでできると思うんですよ。ただ、ウミガメについてはですよ、例えば3キロの海岸をですよ、3つの海の家がある部分だけを、例えばもうこう区切ってですよ、そげんすれば折口海岸なずっとなんかわけやっで、カメはその仕切った範囲はわからんかもしれんけど、でもこっち側のほうがその区域内がやかましかったりすれば当然ウミガメは別なところに上がるでしょうから、そういう区切りもすればウミガメとの問題は解決するし、あとはだから、いろんなその海の家がいろんなことを守らなければ契約もでけんわけだから、守る約束をすれば、あとはこの営業時間の問題が一番だと思うんですよ。営業時間が6時ちゅうのが、だからこの辺あたりをもう業者が守らないかんことは、守ることができなやめないかな。ただそれだけのことじゃっせん。だから、そげんすれば解決すつとやんかな、あと時間的なそれがちょっとやっぱり営業としてはですよ、ち

よっとまだ早いなという気がしますので、あとその辺あたりを付近の人たちと陳情者なんかとこう語ればですよ、ウミガメの問題については、こう区切ればもうこっちからあつちに行っちゃだめですとすれば、自然と、まだ3キロの海岸やったって、ウミガメは行つとやんかなそげん、だからそげんとこいでやっぱり解決していかないですよ、私はもうそれかと思えますけれどね。課長が言われるいろんなその苦情の中身については、業者が守らないかんとは守らなければいかんわけだから、私はそう思いますけれどね。

濱崎國治委員

課長にお伺いしますが、このマリンスポーツの営業というのは、水上バイクの利用ということがさっき話されましたが、これについての実態は把握していらっしゃいますか。例えば何台くらいあって、どういう営業をされているか。

堂之下商工観光課長

何回かこう話は聞いておりますけど、まちづくり公社を通じてですね、しっかりと把握はしておりません。

濱崎國治委員

利用していることはしているんですね。

堂之下商工観光課長

はい、利用はされています。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

山田勝委員

自分達も今までね、これにその注目してこなかった。しかしながら、こう役所っていうのはね、住民がわんわんわんわん言えば、わんわん言うのを沈めないかんという立場になるからね、だからそういう、こういう形になってくると思うんですよ。でも、はっきり言えるのは、それなりのルール、例えば営業時間の規制とかですね、あるいはどうしても法に触れるようなことは絶対してはいかんけれども、その他営業時間について、例えば営業の内容についてはあんまりな、やかまし言うというのは商売するほうからすれば大変だと思うよ。だからその付近はやはりね、例えばあなたが今言ったような部分について、ルールを守らない人については厳しくやっぱりせないかんけれども、その営業の内容とか、営業時間ちゅうことについてはあんまり厳しくしてほしくないなあ。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

野畑直委員

先ほどまで、話を聞いておりますとですね、去年まで3業者いて、その業者がしっかりと守ってるんだけど、ことしは貸さないということではなくて、これまで何回も注意をしたけれども、その3業者全てではないかもしれませんが、誓約をしたことに関して守ってくれない。そういうことで、この陳情が私は出てきたと思うんですよ。だから、ことしの駐車場の所有者の方もゼロにするわけにはいかないから、一步譲ってせめてもう6時までしかもうしてもらいたくないというふうなことでこの陳情が出てきたと思うんですけども、やはり県の許可制であつたりすれば、当然そこはもう厳しく守ってもらわないところは、出て行ってもらわないと、また3業者のうち1業者なのか、2業者なのかははっきりわかりませんが、そういうことでやっていくと、そうしたら昔みたいに駐車場についても地主もちゃんと守ってくれば私はもうそれで解決する

と思いますよ。午後８時までこれまでやってきて、そしてまた業者のほうも８時までだったらいということ、きちんとやってもら、そういうふうな取り組みをしないと、営業時間とか、ウミガメも何時までいいのか、その辺についてもですね、業者を交えて、陳情者も怒り心頭だと思いますよ、これだけ出てくるということは。これまで、何回も注意をしたにもかかわらず、こういうことだからというふうなことで陳情が出されたと思いますので、しっかりとやっぱり商工観光課、業者、地元のこの陳情者の方々としてしっかりと守っていただくように業者の方々にね、それがあつたら私はもう解決すると思うんですけども。課長はそのような、そういう話し合いを設ける場というのは考えていらっしゃるでしょうか。

堂之下商工観光課長

私達としても、業者の方々がしっかりとしたルールを守っていただければそれでいいんじゃないかと考えております。今も駐車場の問題に関連してなんですけど、できればこの３業者集まって、お互いにこういう内容だったら守れるというものをつくって持ってきてくださいと今、お願いしているところです。それが出てきた段階でもう一度地権者とは話し合いをしたいということで、考えております。

白石純一委員

今の課長の御答弁なんですけど、３業者で話し合って、１つの３業者で守るべきルールを出して欲しいという理解でよろしいですか。

堂之下商工観光課長

はい。

白石純一委員

今までは、その３業者が組合のようなものを、あるいは連絡会のようなものをつくって、３業者が話し合いをされてきたということはなかったということですかね。

堂之下商工観光課長

今まではなかったということです。

白石純一委員

やはり３業者で、それぞれやはり、やっぱり競争し合うといろいろ自分の所だけでも少しでも有利になりたいという気持ちはあると思うので、それは商売人の常だと思うので、やはり３業者が連絡を取り合うのが１つの利益団体として、自主的に守っていくというルールを守っていくという取り組みが一番大事じゃないかなと私は思います。

仮屋園一徳委員長

意見交換については帰ってきてから時間を設けたいと思いますが、課長にまだなんか聞いてみたいということは。

〔「行たてくつが」と発言する者あり〕

なければ以上で商工観光課への質疑を終了いたします。

商工観光課は退席されて結構です。どうもありがとうございました。

（商工観光課 退室）

それでは、次に現地調査を行いたいと思いますので、北側駐車場のほうに移動をお願いします。なお、委員からの意見については現地調査を終了し、委員会再開後に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

（現地調査 １０：３６～１２：０６）

仮屋園一徳委員長

それでは、現地調査前に引き続き、委員会を再開いたします。

所管課への質疑と現地調査を行いました。委員の方から何か御意見はありませんか。

中面幸人委員

ちょっと休憩を。

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 12:06～12:14)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

野畑直委員

きょうあすから海開きということで急急に現地調査をして、この陳情書に対しては関連しているものですから2人ほど説明をいただきましたけれども、現地で話を聞いただけで記録にも残っていないと思いますので、陳情の方々も二十数名いらっしゃいますので、また来れる方がいたら一緒に産業厚生委員会のほうで話ができるような日を設定してもらえればと思います。

岩崎健二委員

陳情者との意見交換が終わりましたら、営業をされている方との意見交換会もすべきだと思いますので、その後、日程を別時間に設定して陳情者との意見交換も、意見を聞くということもしたほうがいいと思います。

中面幸人委員

あそこの海岸についてはですね、素晴らしい海岸で、阿久根の誇りとする観光の一つの名所でもあると思うんです。ですので、ある一定の地域、いろいろな問題が地域で起こるわけですが、全体的に市民に知らしめるためにもですね、やはりある程度、いろんな地域の方々も含めた中での説明会も大事じゃないかなと思いますので、陳情者及び業者、そしてまた一般というか、含めた説明みたいのも必要だと思いますので、そういうことも考えたらどうかと思います。

白石純一委員

今の中面委員に補足してですが、観光ということであればやはり観光連盟だとか商工会議所というような人たちの意見も聞いてみるのも一つかなとは思っています。

仮屋園一徳委員長

それではですね、今、陳情者の説明を聞き、それから業者の方の意見を聞く、あるいは説明会を開く、そういった意見が出ました。それと今度は別に、前回、海を活用した観光行政についての中での話し合いもしました。そういうのも含めて今後の進め方について意見を出してもらいたと思います。私の考えではできるだけ一緒にできるものについては同じ日に時間をずらして設定をしたいと思いますが、皆さん方からほかに説明会等含め意見がありましたらお聞かせください。

岩崎健二委員

今の委員長のことで十分ですが、あとは委員長に一任したいと思います。海の家の設置について、県の許可に基づいてやっているとのことですので、その中身もちょっと知りたいと思いますから、できたら県の許可書の写しをいただければと思います。

中面幸人委員

今の陳情関係についてはそれでいいと思いますが、関連してですよ、例えば、すぐ解決しなければならない駐車場の契約の問題についてはもうどうなんですか、自分たちの委員会とは別に離れるんですか。そこ辺あたりをちょっと、関連して言いますけれども、なんらかのあれをしないとほら、やっぱり陳情者としてはですよ、一緒に思っていると思うんですよ。

仮屋園一徳委員長

今の中面委員の意見に対して他の委員から御意見はありませんか。

山田勝委員

私は、陳情とそれは別に考えないといけないということで、今のところはこちらに置いていてですね、しかしながら契約があります、契約書があります。海水浴場については非常に厳しい条件だったけど、厳しい条件を出さないかんような状況であったということも理解できますよね、業者の対応についてですよ。その付近は担当課がですね、業者と話をして、三つあわせて話をして、やっぱりその条件をのんでくれるなら許可するという方向でしないと、他の海水浴場に来る人、たくさん来ると思いますよ、ことしも。そういう方々まで迷惑をかけるということになればですね、阿久根市にとって大変なマイナスになりますのでね、それは前向きに進めてもらうようにしないと、ことしはやむを得ないですよ。こういう状況になってる、私たちも初めてわかったわけですから。ですから今後は今後として話し合いをするとしても、ことしはそれで、その方向で進めてもらう以外ないなと思っているんですが。せんせな進まんでや。

仮屋園一徳委員長

大体意見が出ましたけど、とにかく３者でよく話し合いをして、今後進めていってもらおうという、それぐらいしか委員会ではできないと思いますけれども、そういうことでよろしいですか。

中面幸人委員

やっぱり産業厚生委員会としてはですよ、あそこを完全に閉鎖されれば、今まで、去年も一万何千人来てるわけだからを、それだけはやっぱりせんと、業者もちゃんとわきまえながら、海水浴場が閉鎖されたと、駐車場が使えなければ入れないわけだから。その辺あたりは切に委員会としては業者に対しても、市のほうにもお願いできればと思います。

仮屋園一徳委員長

業者と市と地権者と３者いらっしゃいますので、その辺についてはですね、

濱崎國治委員

これはですよ、設置基準は海の家が代表者がこれでいいということでないだめなわけですので、先ほど一部委員の方がおっしゃったように、これについては一応関連するけど置いて、我々委員会としては、この陳情書に対する陳情者の意見を委員会を開いて聞くとか、あるいは業者の方の意見を聞くとか、あるいはさっき出ましたように会議所とかあるいは観光協会とかですね、観光連盟ですか、そういう方の意見を聞いて、それでも不足する場合は広くまた阿久根市の観光という一つのキーワードを持っている海岸ですので、そういうことに進めるべきだというふうに思いますけど。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

これを、海の家の方が（聴取不能）全然できんわけですので、今のところですね。

〔「休憩入れていいですか」と発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

休憩いたします。

(休憩 12 : 23 ~ 12 : 25)

仮屋園一徳委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一つだけ確認をしたいんですが、意見交換会の開催方法について、周知範囲、開催時間、周知方法等について御意見を伺いたいと思います。

岩崎健二委員

陳情者、事業者との意見交換を終わった後に、それについては議論したほうがいいんじゃないですか。

仮屋園一徳委員長

ほかの方もそれでよろしいですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

ほかに委員の方から御意見はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ほかになれば、本日の産業厚生委員会を閉会いたします。

(閉会 12時26分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳